　　　日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、脱炭素先行地域選定区域内における民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロを実現するために再生可能エネルギー設備（以下単に「設備」という。）の導入に要する経費の一部を補助する日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金（以下「補助金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成１８年日光市規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号。以下「国交付要綱」という。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年３月３０日付環政計発２２０３３０３号。以下「国実施要領」という。）において使用する用語の例による。

２　この要綱において、「脱炭素先行地域選定区域」とは、環境省により脱炭素先行地域として選定された奥日光エリア（日光市中宮祠地内及び湯元地内）の区域をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、脱炭素先行地域づくり事業として、国実施要領別紙１に基づき脱炭素先行地域選定区域において、設備を導入する事業とする。

（補助対象設備）

第４条　補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、国実施要領別紙１の１（２）ア（ア）からウ（テ）までに掲げる設備のうち市が作成した地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の交付対象事業の設備に該当するものとし、同要領別紙１に定める各設備の交付要件を満たすものとする。

（補助対象者）

第５条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　(１)　脱炭素先行地域選定区域に補助対象設備を導入する施設の所有者又は管理者

　(２)　市税及び公共料金に滞納がない者

２　前項第１号に規定する補助対象設備の導入がリース契約による場合、リース事業者を補助対象者とする。

（補助対象経費）

第６条　補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、補助対象経費に国、県その他団体からの補助金等が含まれる場合には、当該補助金等の額を差し引いた金額を補助対象経費とする。

　（補助金の額等）

第７条　補助金の額は、補助対象経費を国実施要領別紙１の１（２）ア（ア）からウ（テ）に掲げる各設備の交付率等に基づき算出して得られた額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

２　補助金は、一の補助対象設備に対し、それぞれ１回限り交付する。ただし、同一の補助対象設備に限り、市長が認めた場合は、２回以上に分けて交付することができる。

３　補助金は、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる添付書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(１)　市税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書（様式第２号）

(２)　住民票の写し（申請者の世帯員全員が記載されたもので、３か月以内のもの）又は法人登記事項証明書の写し

(３)　導入する設備が国実施要領交付要件を満たすことがわかる書類

(４)　補助対象設備の導入に係る経費がわかる書類

(５)　補助対象設備を導入する場所の位置図及び平面図

(６)　補助対象設備を導入する場所の現況写真

(７)　補助対象設備導入計画書及び２回以上に分けて導入することが必要な理由が分かる書類（第７条第２項ただし書きに該当する場合に限る。）

(８)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の交付申請書の提出を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第９条　市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、規則第７条に定める補助金等(交付・不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

（変更又は中止）

第１０条 　前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金変更申請書（様式第３号）に、市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第９条第４項に定める補助金等変更交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第１１条 　交付決定者は、交付の決定から６０日以内に補助対象設備の導入に着手し、当該導入工事又は引き渡しが完了したときは、速やかに日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金事業完了報告書(様式第４号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　補助対象設備の導入に係る請求書の写し（補助金額算定対象部分と非対象部分とを明らかにしたもの）

(２)　補助対象設備の導入に係る費用の支払いを確認できる書類

(３)　補助対象設備の導入に係る契約書の写し

(４)　補助対象設備の導入前、施工中及び導入後の写真（導入の前後で同じ位置から

撮影したもの）

(５)　その他市長が必要と認めるもの

２　申請者のうち第８条第２項ただし書に該当する者は、前項の完了報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第１２条　市長は、前条第１項の規定により提出された報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、当該補助対象事業が適正に実施されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第１５条の２に定める確定通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第１３条　前条の通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、規則第１７条に規定する補助金等交付請求書に、確定通知書の写しを添付し、市長に提出するものとする。

　（補助金の代理受領）

第１４条　補助対象者は、補助金の受領を、補助対象事業に係る契約をした者（以下「事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

２　代理受領を行おうとする補助対象者（以下「代理受領委任者」という。）は、第８条第１項の規定による申請書の提出の際、同項に規定する書類に加え，日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金代理受領事前届出書（様式第５号）を市長に届け出なければならない。

３　代理受領委任者は、前項の規定による届出の内容に変更が生じたとき又は代理受領を中止したときは、日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金代理受領変更（中止）届出書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

４　代理受領委任者は、第１１条第１項の規定による完了報告書を提出する際、同項に規定する書類に加え，日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金代理受領委任状（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

５　補助金の代理受領を委任された事業者（以下「代理受領受任者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金代理受領に係る補助金交付請求書（様式第８号）に、確定通知書の写しを添付し、市長に提出するものとする。

６　代理受領受任者は、補助金の受領を確認したときは、速やかに代理受領委任者に当該補助金に係る費用の支払いを確認できる書類を発行するとともに、その写しを市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１５条　市長は、交付決定者及び事業者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認めたときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

２　補助対象事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金消費税仕入控除税額報告書(様式第９号)により速やかに市長に報告しなければならない。

３　市長は、前項の報告があった場合には、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産の管理）

第１６条　交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助対象事業の完了後においても、適正に管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長に協議を申し入れ、その承認を受けなければならない。

（協力）

第１７条　市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(１)　この補助金の交付を受けて導入した補助対象設備の使用状況に関する資料の提供

(２)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年１１月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。